

仕 様 書

件 名	217号建物エレベーター保守	仕様書番号	3
		作成年月日	令和6年 2月 19日
		作成者所属	久留米駐屯地業務隊 管理科
		階級氏名	防衛技官 山光 拓郎

1 実施場所
福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地

2 保守期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 概 要
POG契約によるエレベーターの保守

4 型式・数量・点検回数

品名・型式等	設置年月	数量	点検回数
フジテックエリシオ（ロープ式） (P-9-2C0-90-8T) 群管理方式 付加仕様含む	平成10年6月	3台	1回/月 計12回/年

5 一般事項

- (1) 本件は本仕様書によるほか、関係各法規および関係諸規定に基づき実施する。
- (2) 本作業は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状復旧する。
- (3) 本作業に際し疑義が生じた場合は、担当係官と協議のうえ、その指示に従い実施する。

6 特記事項

- (1) 本作業は、別紙「エレベーター保守点検項目表」により実施し、点検項目の点検周期についてはメーカーに確認のうえ、その周期に従い点検する。
- (2) 本作業に際し部品及び消耗品等の取替・修理作業を要する場合、係官と調整を行う。
- (3) 本作業終了後、動作及び機能確認を行い、正常に作動することを確認した後、点検内容に準じた作業報告書を1部係官に提出する。
- (4) 遠隔監視装置の監視結果について、翌月初めに速やかに報告書を提出する。
- (5) 緊急時及び故障の場合は、速やかに技術員を派遣し必要な対処を行い、その状況、状態等について係官に報告する。
- (6) 何らかの原因で停止したエレベーターの復旧については、請負者の負担で実施する。ただし、別途部品交換等の修理を要する場合は、係官と協議のうえ行う。